

# 平成29年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年9月15日

招集年月日	平成29年9月1日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年9月1日 午前11時15分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年9月15日 午後 0時20分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	大江 厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡 昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立 孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田 健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	7 番	佐々木 道則		8 番	角田 伸一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤 和典	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	小坂 眞治		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小島 俊二		学校教育課長	長尾 航治	
	総務課長	栗栖 一正		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	総務課主幹	河越 慶介				
	会計管理者 (会計課長)	倉田 美保子		保健医療福祉統括センター事務局長	栗栖 修司	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		福祉事務所長兼福祉課長	伊賀 真一	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企画課長	二見 重幸		安芸太田病院事務長	菅田 裕二	
	企画課主幹	武藤 克巳				
	建設課長	田中 啓二				
	産業振興課長	瀬川 善博				
	商工観光課長	児玉 齊				
	税務課長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
児童育成課長	園田 哲也					
衛生対策室長	田中 博敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

平成 29 年 9 月 15 日

	諸般の報告
議案 71 号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
認定第 1 号	平成 28 年度歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 28 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
認定第 3 号	平成 28 年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定について
陳情第 6 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書採択の陳情
発議第 2 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書
陳情第 7 号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情
発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書
陳情第 8 号	「核兵器禁止条約」署名・調印を求める意見書採択の陳情
発議第 4 号	「核兵器禁止条約」署名・調印を求める意見書
陳情第 9 号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書採択の陳情
発議第 5 号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
	議会改革調査特別委員会の設置について
	閉会中の継続調査について

平成 29 年第 6 回 安芸太田町議会定例会  
議 事 日 程 ( 第 5 号 )

平成 29 年 9 月 15 日

日程	議案等番号	件 名
第 1		諸般の報告
第 2	議案 71 号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
第 3	認定第 1 号	平成 28 年度歳入歳出決算の認定について
第 4	認定第 2 号	平成 28 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
第 5	認定第 3 号	平成 28 年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定について
第 6	陳情第 6 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書採択の陳情
第 7	発議第 2 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書
第 8	陳情第 7 号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情
第 9	発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書
第 10	陳情第 8 号	「核兵器禁止条約」署名・調印を求める意見書採択の陳情
第 11	発議第 4 号	「核兵器禁止条約」署名・調印を求める意見書
第 12	陳情第 9 号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書採択の陳情
第 13	発議第 5 号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
第 14		議会改革調査特別委員会の設置について
第 15		閉会中の継続調査について

平成29年度第6回定例会  
(平成29年9月15日)  
午前10時40分開会

富永豊議長

おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1．諸般の報告

富永豊議長

日程第1、諸般の報告をいたします。町長から議案が追加提出されています。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2．議案第71号

富永豊議長

日程第2、議案第71号町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から議案の説明を行います。小坂町長。

小坂眞治町長

議案第71号町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。今条例は、町長、副町長の給与について、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に基づいて支給する給料の額の減額のための特例を定めるものです。先の議会におきまして上程後、特別委員会付託となり審議いただいておりますが、提案内容の状況がそぐわない面が生じたので議案取り下げを行いこの度、新たに提出させていただきましたものです。町長給料月額を10月分から12月分までの間100分の40として減額するものです。また、副町長におきましても同期間の給料につきまして、100分の15減額するものです。このことにより、この度の事件の免罪となるなどは考えておりません。自らを戒め、職員へのより一層の勧奨を行うため実施するものです。ご理解を頂くとともに、引き続き職責を果たしていきたいと考えておるところです。

富永豊議長

小島副町長。

小島俊二副町長

質疑に入りますと、私の方からは答弁ができていく面がありますので、発言させていただきます。

この度の職員不祥事に関しまして、立場上大いに責任を感じておるところです。事件発生当時、総務課長の職責もあり事務を総括する立場でもありました。つきましては、今回の減額率につきましても、私の方からも願い出た面もありこの度の条例内容の提案となっておりますのでよろしくお願いいたします。

富永豊議長

以上で提出者からの説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番吉見議員。

吉見茂議員

私は、今回の条例案に反対の立場で質問します。先ず今回の条例案の中で30パーセントから40パーセントへアップした根拠はどうでしょうか。果たして、この処分内容で住民の理解が得られるのでしょうか。住民感情からすると受け入れられない状況があると思います。住民の納得される額を提案してほしいかと思っております。県補助の不祥事につきましても、町は損害を受けていないということで損害請求しないということでしたが、納得のいかない

説明でした。その点についてもお答えください。

富永豊議長

小坂町長。

小坂眞治町長

当初、特例条例を提案させていただいた際、率については30パーセントでしたが、その後の状況、様々な意見を聞く中での判断でございます。率的には他に根拠となるような同等な例があるわけではございません。先ほども申しました、私自身、自らを律する、戒める意味合いからの判断でございます。更なる引続いての今後の事故防止、再発防止に向けて取り組むことが非常に重要だと捉えております。

富永豊議長

ほかに質疑はありませんか。4番矢立議員。

矢立孝彦議員

今回の再提案ですが、まず前回の処分状況と整合しない基準による提案がされております。合理性、妥当性の面からみて、町長は、過去同様事案の際には、100パーセント全額の1か月減額であった。それが今回は、分割している。町長、副町長との減額への加重性を見ても差異がある。なぜ副町長の加重の率が高いのか、重いのか。組織には組織の継続性というものがあ。前回に比べて処分率で言えば、町長は1.2倍、副町長は2.25倍になる。今回提案の合理性、妥当性は無いという風にも感じているがその点、どうか。先日、特別委員会で本件の話が折、議会として全会一致議決での処分案を期待していたが、その辺も含めての議会、執行部とその後において、しっかり話されての結論なのか。

富永豊議長

小坂町長。

小坂眞治町長

本提案につきましては、重ねての申し上げになりますが、これまでの経過の中、様々なご意見がある中での提案でございます。処分率の不均衡で言いますなら、逆に前回、当時が充分でなかったと捉えられる面もあったかとも考えるところです。ご理解を頂きたいと存じます。

富永豊議長

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。4番矢立議員。

矢立孝彦議員

先般、秋田県において記録的な豪雨に見舞われた際の出来事でございますが、当時、県知事は、県外に出かけていた。そして、たまたまゴルフをしておられた。たまたまゴルフをしておられたというようなことの事案でございました。開会中の秋田県議会の方に佐竹知事が3ヶ月の無給、あわせて12月の期末手当を返上という言葉が合うかどうかわかりませんが、減額条例を提案されておるとい報道がなされております。金額にして約500万円、というこれはですね、政治判断ですね。もちろん人事院の懲戒処分の方針にはありません。また秋田県の方針にもないと思いますけれども、いわゆるトップに立つものとしてですね、政治的な判断を佐竹知事が行ってその提案を自らされたというふうに解釈をしております。それがどうこういう事ではございませんけれども、本町の本議案についてはですね、やりとりが色々ありますけれども、第二回目の不祥事に伴う町長並びに副町長の減額処分の提案でございます。そういう中で先ほどの質疑がございましたように、第一回目の処分の状況とですね、まったく整合しない基準によって、今回その提案がなされておると言う事。それから減額処分の率、町長、副町長についてもですね、ほとんど前回踏襲がなされてないというようなこと、町民感情としてはですね、もうこの問題については、きっちりつけじめをつけて再発防止を伴いながら信頼回復、明るい町づくりにですね、邁進されてはどうかと、いうふうなことがですねほとんどであろうと思っております。私自身も、議員の一人としてですね、この問題については、議案としては特に全会一致、全会一致でこの処分案というのをですね、

決議をされればと、できればなというふうに期待をしておりましたけれども、どうもそこらがかみ合わない。今回の提案の合理性、妥当性、ほとんど私は無いというふうに感じており、残念ながら、この議案については反対の立場で討論をする必要が生じてきたということでございます。いずれにしても、議会と執行部の方ですね、やはり安芸太田町を引っ張っていく機関でございますから、こうした問題の議案についてはですね、先ほども申し上げましたように、執行部と議会の方がですね、きっちりと腹をあわせて新しい局面でもってですね、町が生き生きと感じられる政策にですね、議会の方も支えていく機関になればと、いうふうに思いますけれども、少し残念であったという印象を持って反対討論といたします。各議員の皆様のご賛同を頂戴したいというふうに思います。以上終わります。

富永豊議長

次に賛成者の討論はありませんか。他に討論ありませんか。吉見議員。反対者の立場の発言を許します。

吉見茂議員

はい、私もこの条例案に対して反対の立場で意見を述べたいというふうに思います。本来であれば、そのこの特例減額については、その月数であるとかそのパーセントとかいうよりも、本当に町長としてのその熱意が伝わるものであれば賛成したいなというふうに思っております。ですから特段、その額どうこうというのはないにしても、やはり住民感情からすると本当にこんな反省でいいのというようなことも言われる方も多くございます。いう事で、やはりある程度その住民の方が納得されるその額という事が提案をしてほしかったなというふうに個人的には思っております。が、ああまあ、額よりもまあ町長も言っておりましたように、この処分よりも今後の損害、ごめんなさい、事後防止というか、再発防止に向けて取り組まれるということが非常に重要であると思っておりますので、そこらのことは思いは一緒ですが、ただこの条例についてはどうかなという思いがしております。それに関連してですが、先般あった特別委員会の中で県補助の200万、220万の件がございますけれども、そこらについても色々ご質問はさせてもらいましたが、確かに町が言われるように、その町に損害はないという言い方をされましたが、本来であればその県の補助があって、ほんではらとおしではないですけれども、その金額をまあ町を通してその地元へ渡すということで、可能なんです、それが今回その個人の不正であるとか、その町組織のそのチェック機能の不足であるとか、町長も言っていたように町の責任も大きいもんがあるというような中でその200万円が本来入るはずの220万が町に入っていない、いうお金はどうするんだろうかなという質問もさせてもらいましたが、その時に町は初めの報告の中ではですね、4月頃の報告の中では、一応検討するというその文章がありました。そしてまた7月、6月だったか、監査委員さんの報告がありましたけれども、その中でもそのことについては問題を明らかにして検討するよというふうな文言もありました。で、先ほどの、つい最近のその行政の説明ではもうその弁護士も相談し、その責任はまあ町には請求する責任はない、本人に対してもその損害賠償を請求するそのことはしませんよと。じゃあその220万は誰がその責任を持って補償されるのか。という話をしたら、僕個人的にはまあその職員に対してその請求をしないのであれば、自らが払われるのかなというふうにはまあ思っておりましたが、まあ説明ではまあ町も損害を受けてないというふうな話でした。確かに町は損害を受けてないかもしれませんが、通常にやっていたら入っている分が入らなかった。その責任いうのはやっぱりその本人とそのトップにあるというふうに思いますので、そこらの方は明らかにしてほしいなと思って、まあ質問もまあさせてもらいましたが、最終的には町は何もその請求もしないし、自らもそのお金を払うとかいう事はしないという事をまあ言われたんで、確かに法的にはそうなのかもしれませんが住民感情、住民としてはそれでいいのっていう事になるのかなと思いますので、この条例も含めて今の220万の県補助の扱いについても、どうも私個人納得がいかないということもありますので、反対をさせていただきます。

富永豊議長

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第

71号町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についてを起立により採決します。すみません失礼しました。賛成の方は起立により、起立により採決を行います。賛成の方は起立により、起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数です。失礼しました。従って議案71号町長及び副町長の給与の特例に関する条例については可決されました。

日程第3．認定第1号

日程第4．認定第2号

日程第5．認定第3号

富永豊議長

日程第3、認定第1号平成28年度歳入歳出決算の認定について及び日程第4、認定第2号平成28年度安芸太田町病院事業会計の決算の認定について、日程第5認定第3号平成28年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定についての3件を一括議題とします。審査を付託した決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。はい、佐々木美知夫決算特別委員長。

佐々木美知夫決算審査特別委員会委員長

決算特別委員会における審査経過の概要について、ご報告を申し上げます。本委員会において、審査してまいりました案件、去る9月定例会に提出された平成28年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算、平成28年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算他7件、平成28年度安芸太田町病院事業会計、平成28年度山県郡西部衛生組合一般会計歳入歳出決算、以上の10件についてご報告を申し上げます。審査期間平成29年9月7日から9月13日までの間、4日間です。審査にあたりましては、執行部に対して決算書等に基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。基本となる基礎資料は、28年度安芸太田町各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書また、監査委員の意見に基づき、予算執行は効率的でかつ的確になされているか、関係法令等に基づき適正にされているか、財産の取得管理及び処分は適正になされているか、主眼に置き関係帳簿及び証拠書類を照合精査するとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、あわせて監査委員報告の結果を勘案しながら審査を行った。審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の予算執行等については一部留意事項、留意すべき事項があるものの、概ね適正に処理されている。しかし今回の決算は不祥事という大きな行政事務の逸脱行為がある中での認定である。特に留意すべきことは、1つ、信頼回復、再発の防止、3番目に管理監督責任です。特に今後に期待するものであります。病院事業会計決算並びに山県郡西部衛生組合一般会計歳入歳出決算においては、決算書並びに附属書類の予算執行等について、適正に処理されているものと認定した。それでは意見として要点のみを報告いたします。なお計数的なことは監査委員、監査意見で述べられておりますので省いております。財政状況の見通しについて、経常収支比率から見えることは、町税等の経常収入が人口減少に比例して低迷する一方、経常支出に関しては人件費、扶助費等は大きな削減は見込まれず財政の硬直化が懸念される。また、病院の改築や学校施設整備に充てた町債の償還が順次始まるため一層厳しい財政運営が予想される。さらに公共施設の老朽化対策など、財政需要として見込まれ、継続的かつ安定的に行政サービスを提供するためには、更なる健全な財政運営と財政基盤の確立が不可欠です。組織内の協働で進める業務について、徹底的な業務の効率と統一は、組織内協働が生み出す。その考えがない集団が、住民との協働を求めても説得性はない。情報発信は各課の連携が基本である。横串で動く実行部隊に改める事を強く要望する。信頼を勝ち取る一歩である。定員適正化計画の推進について、第三次定員適正化計画はすでに山県郡西部衛生組合の解散に伴う職員増で達成は困難の状況である。こ

の際、人口規模を対象としたことだけでいいのか等、行政需要の変化や本町の特性などの実績に応じた行政の水準など様々な課題に向けて考慮することが必要と考える。一般会計決算について、歳入について、ふるさと納税に対する対応について、ふるさと納税は著しい増加である。今後継続した寄付をいただくためには、使用内容が問われてくる。対象事業の評価の情報発信力が問われる時期にきている。返礼品の内容では満足されなくなる。寄付者に対する工夫は十分な対応が重要と思われる。歳出について、総務関係、業務執行における行政事務の適正執行について、適正執行には条例、規則、要綱等も含め、条件整備は必須のことである。具体的には民間住宅事業者への補助、市内2漁協への補助の在り方である。事務総括としても慎重な手続きを求める。建設関係、除雪時における受託業者の維持体制について、除雪業者の除雪機械等の維持、管理は厳しい現場の意見を聞く。冬場における生活道路の確保は行政の地域力のリスク管理である。そのためには、管理費用等の支援策等についての検討が必要である。また、監査委員指摘の予算流用は日報等の予算額に反映できる改善を行い、予算執行に必要な条件に近づける事務管理でなければならない。産業関係、産学官金連携に伴う事業展開について、現在、共同研究としている好適環境水を利用した陸上養殖試験が事業化へ向けに行われている。今後さらに歴史や風土、人文、社会的の研究力の大学の強みを地域連携につなげていくことも問わなければならない。福祉関係、生涯活躍のまち構想について、生涯活躍のまち構想は、事業主体に大きく左右される。企業等の選択においては企業理念、活動方針、収益構造等のしっかりとした分析が必要である。成功へのカギは主体となる業者の地域魅力、地域の魅力、地域の力を掘り起こして、掘り起こしが問われる。以上のことは十分認識の上、事業主体と協議を重ねること。産業振興関係、観光地の強みを生かし宝を探し磨く取り組みについて、地域資源の利活用、展開に研究の余地がある。企業協力の動き等チャンスをしっかり捉え、次なる仕掛け深化を求める。広報誌等のPRの在り方については、再度考察する必要があり、複数地区の人の接点を持ち協働することである。教育関係、学校適正化について、安芸太田町学校適正配置基本方針における学校統合については残された課題、上殿小学校について、保護者、地域、学校関係者との協力の元、理解を得られるよう努力する必要がある。特別会計決算について、国民健康保険制度の運営主体の変更について、平成30年、2018年度からは、都道府県の責任で運営を行うことになるが保険料は経過的な軽減措置があるとはいえ、将来的に増額の予測をしなければならない。住民負担への軽減策が問われる。今後住民への財政運営の責任と医療サービスの提供責任の説明は十分に行っていく必要がある。上水道の設備劣化に伴う更改等について、近年、頻発する大規模な災害の発生を踏まえ、また、施設の大量更新期を迎え、施設の改良が問われる。中長期的な経営計画に基づいた建設改良計画等を策定するなど計画的かつ適正な投資に努める必要がある。病院事業決算について、経常収支比率103.5パーセント、職員給与費対医業収益比率71.1パーセント、病床利用率76.8パーセントで経営指標は特別に悪化した状況でない。ただし、病床利用率の低迷には、医師数、医療科目等を何らかの相互関係があるものと思われる。過疎地域における地域医療の機会均等の保障について、その理念と現実に乖離がどこにあり、さらに、その乖離をなくしていくための方法とは何かを模索し続け環境を整えなければならないことを申し添えておく。以上認定第1号、認定第2号、認定第3号の各決算は、委員会において認定すべきものと決定をいたしました。以上報告を終わります。

富永豊議長

以上で委員長報告を終わります。すでに決算特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。はい、大江議員。

大江厚子議員

反対討論。

富永豊議長

決算を認定することに反対者の発言を許します。

大江厚子議員



おはようございます。大江です。よろしく申し上げます。決算の一括審議採決ということで、総体として反対するものではないんですが、以下の4項目により、28年度歳入歳出決算を認定することはできません。まず私の前提として、町が株式会社などの民間に補助金を出すこと、また本来行政が責任を持ってやるべき施策を民間に任せるのは責任放棄であり異議を申し上げます。続いて1つ目、民間賃貸住宅建設事業補助資金8款3項1目19節負担金補助及び交付金2,593万3千円についてです。2013年売上298億余りの積和不動産中国株式会社に財政規模の小さな安芸太田町が2,593万3千円うち国からの補助が45パーセントあるにしても、もの大金を補助するのは妥当とは思えません。また入居者を見るなら本来の目的が達せられているとは思えません。また更に町内でも一等地の町有地であるあの地を30年無償貸与することについても容認できません。一方で事業は違えど、また規模は違えど、町民には町有地を有償貸与するという町民に負担をかけるダブルスタンダード施策には反対します。2項目目、2款2項1目生涯活躍のまち事業に関して、JOC Aに対する補助金3,477万6千円です。そもそも社会福祉施策は行政の責務です。一方ですでに地域組織化の実績を持つ住民組織である社会福祉協議会が地域課題を明らかにし、当事者とともに解決していこうとする活動があります。誰もが住みやすい町づくり、ノーマライゼーションというのはもう以前から言われてますが、これまで長年にわたって、当事者とともに取り組んできた課題を行政が今本気で解決していこうとするなら、住民、行政、また現在存在する当事者各組織とともに一体となって取り組むべきです。新しい組織を入れればいいというものではないと考えます。また更に今現実に困難な生活をしている地域からまず何らかの手立てを展開していくべきと考えます。またそこにある示されている事業が順調にこの言い方はどうかと思いますが、事業が順調に推移した場合の運用資産はあまりにも楽観的数字と思えます。またこの事業の拠点となる栗栖旅館も適正な場所とは思えず、また、この建物を特に利用する意義も見出せません。他に使用されていない広い町有地はあるのではないのでしょうか。また参考事例とされているシェア金沢や西園寺は社会福祉法人佛子園のそれこそ55年以上の歴史の中から作り上げられたものであり、JOC Aとの提携はここ2年程のもんです。JOC Aが不適當と言っているのではありません。その前にこの地域に存在する社会的資源や人的資源を活用すべきではないかと考えます。3項目目、加計学園の委託料、28年度分は499万9,288円です。加計学園とのタイアップ企画についてはこれまで一般質問で二度ほど、述べ反対してます。内容はそのままです。4項目目、学校適正配置に関して。主要施策の成果に関する調書175ページにある学校適正配置の総括について述べたいと思います。学校設置は行政の責務ですがその建物を心の通った施設にするのは児童生徒であり教職員であり保護者、住民です。地域住民です。だからこそ学校統廃合に関してはそれらが地域を超えて共に協議し、あるべき方向を探るべきでした。実際西部地区では筒賀戸河内の学校の枠を超えて、保護者同士が協議をしていた時期があります。学校統廃合は行政、生徒、保護者、教職員、地域それぞれが学校や教育の意味を問い直すいい機会であり、安芸太田における教育とは、を皆で考える絶好のチャンスでした。例えば小中一貫校を保護者、地域で視察し、その報告も報告書も出されています。教育委員会はよく一部の保護者、住民がしていると言われていますが、その周辺には心に思っている声もあげない人、またあげられない人がたくさんいるということです。チラシ配布や署名をお願いして地域を回ると、そのことがよくわかります。この間、活動されてきた方の一人がこの春亡くなくなりました。その方がよく言っておられたのは、学校統廃合を保護者、住民の側から考え、時に行政の計画に反対してでも、地域の声を行政に届ける我々のこの運動は、訴訟を含め、たとえ結果がどう出ようと、やるべき運動だ。将来の安芸太田町のことを考えれば、ここで踏ん張ってやったことは決して無駄なことではないと言っておられました。このことは学校統廃合に関わることだけではありません。町の安芸太田町の存続を考えるなら、行政は施策を一方的に進めていくのではなく、ここで生き、生活している住民、育てている子どもたち、ここで働く労働者の持つ力を信じ、共にそれこそ汗も涙も流しあって共に私たちのふるさとを作っていく、将来に向けての生

かされる内容をこの度の学校統廃合の総括として出すべきだと考えています。以上により、総論を云々ではないんですが、この4項目により、決算を認定することはできません。以上です。

富永豊議長

次に決算を認定することに賛成者の発言を許します。他に討論ありませんか。

(議長、反対の立場から討論を行いたいと思います。)

矢立議員、反対討論の立場でお願いいたします。

(よろしいですか。)

よろしいです。

矢立孝彦議員

分割して採決ということでございますので、認定第1号平成28年度歳入歳出決算の認定についての議案に対しては、反対の立場から討論を行いたいと思います。まず、長期間にわたります審査、つかさどっていただきました佐々木委員長並びに津田副委員長におかれましては大変ご努力をいただきまして長い予算委員会の審査にですね、非常に奮闘をいただいたことに対して改めて感謝を申し上げたいと思います。なお先ほど佐々木美知夫委員長の方からは本議案に対する審査の報告がなされました。いずれにしても極めて的確な報告並びに各委員の委員意見、指摘等々もですね、十分配慮をいただきながら報告をされておりました。重ねて厚くお礼を申し上げたいと思います。この反対の立場ということでございますけれども、何があっても何をやっても決算を認定することにはならないということをお断り申し上げます。28年度におきましては、今期定例会の方にも相当また出ておりますけれども、職員の不祥事の問題が発覚し発生をし、その頭を痛めた年度でありました。数値的にも相当混乱を起こしてまいったという決算でございます。そのことだけをとりましてもですね、議会が認定をするという議案にはならない。決算の審査権の原則であろうというふうに思います。なお、学校適正配置に伴う教育費の執行額について、特に戸河内中学校と筒賀中学校の統合、戸河内小学校の単独維持による新築費及びこれらに関する関連額が含まれております28年度の一般会計の決算額でございます。この場で縷々その意図を説明するにはふさわしくない、先ほどの1番議員の方からも指摘をされておりましたけれども、私もこれに対しては一貫して反対を貫いておりました。この間の行政手法等に対し、住民から行政訴訟にまで発展した混乱から生じる行政不信がいまだに払拭されていない現状を改めて容認することはできません。次に職員不祥事の連続発生事案であります。平成27年度に生じた職員詐欺事件において、平成27年12月をもって再発防止と信頼回復を誓ったはずであります。しかしながら平成28年度において再発しております。監査意見や執行部による再調査報告の実態は次のとおりでありました。今回の不祥事事案において当人に責任があることは紛れもない事実であるが組織としても問題があったことも明らかとなった。それは組織としてのチェック体制、とりわけ管理監督者の管理責任が全く果たされていないこと、事務手続きが杜撰極まりない状態であること、課内の情報共有、職員間のコミュニケーションの欠如等、前回の不祥事と同様の構図が事案の背景にあったことである。これらのことから前回の不祥事の反省が組織及び職員個々において、自分事としての取り組みになっていなかったことが明確になった。結果として議会の議決予算が不適正に使用され、県補助金の返還、あるいは損害金まで生じさせたものでございます。この実態は行政の信頼を大きく失墜させるものであり、町長の責任は極めて甚大であります。大要以上のような状況下にあった平成28年度に、平成28年度一般会計決算について、これを議会が認定することは、町議会の権能放棄であり、同時に議員としての矜持棄損であります。本年3月、厳しい選挙戦によって議会に送りこんでいただいた町民に対する一つの踏み絵にもなる議案であります。議員一人一人の資質と議会の見識が注視されております。かかる理由から本議案においては、不認定の立場を持って反対討論とさせていただくと同時に失墜した信頼回復は町議会の対応が極めて重要であることの見解をあえて加え、各議員の賢明なご判断を要請するものであります。以上終わります。

富永豊議長

他に討論ありませんか。

(はい、議長。)

中本議員。

賛成、反対。

(賛成)

賛成。

賛成の発言を許します。

中本正廣議員

先ほど審査特別委員会の佐々木委員長から審査の状況及び結果についてご報告をいただいたところでございます。平成28年度の決算認定にあたりまして、主要な指摘事項については先ほど委員長の方から報告があり、いずれの認定議案も認定すべきものという報告がなされたところでございます。私としましても認定第1号平成28年度歳入歳出決算の認定における平成28年度安芸太田町一般会計決算に係る件について先ほど反対討論が行われたところでありますが、私は賛成の立場にたつて、討論を行うものでございます。まず決算について賛成討論を行う前に、平成28年度末に発覚した職員不祥事について一言苦言と再発防止と信頼回復に向け、向けた取り組みへの期待を述べさせていただきます。今回の職員不祥事は不祥事件は、前回発生した不祥事の再発防止に取り組んでいるさなかでの不祥事の再発であり、町長を先頭に役場全体で猛省し、議会特別委員会で報告された再発防止策を徹底して実施するとともに、住民の信頼回復に向け全力を傾注していただくよう、要請いたします。さて平成28年度安芸太田町一般会計決算について私の所見を述べさせていただきます。国の施策、補助金等を巧みに先取りし、精力的に活動していると全体的には思っております。平成28年度安芸太田町一般会計決算は平成28年度当初予算に掲げた国の地方再生施策を確実に推進し、安芸太田町長期総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略に掲げる定住対策、福祉、産業振興等の主要施策実現のための基盤となる年度であったと理解しております。主要施策の成果調書に掲げてあるように、平成28年度決算は安芸太田町長期総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略の各施策を着実に実施するとともに、町政において大きな課題であった学校適正配置、山県郡西部衛生組合の解散等の諸課題の一定の道筋をつけることができた決算となっております。個別事案について民間貸付住宅建設事業補助金、当事業は町の重要な課題である定住促進、とりわけ子育て世代、若者層の転入を促進し、転出を抑制するための具体施策として対象者のニーズに対応した住環境を整備したものである。賃貸住宅の整備、経営については、建築、運営等は本町のように小規模自治体では財政的、人的にも限界があることから、国においても民間活力の導入を推奨しており、本事業においても民間活力の導入の手法を取り入れたものである。賃貸住宅事業については、人口が密集している都市部では採算性が高く、民間事業者が次々と賃貸住宅を建設、経営をしているところであるが、本町のような中山間地域では採算性の面でリスクがあり、民間事業者の参入が活発にない現状があります。そこで今回は町と民間事業者が連携し、役割を分担することにより、質の高い公共サービスをして若者向け賃貸住宅の提供を実現することができ、さらに若者、子育て世代の新規転入と転出の抑制の成果が確実に得られたと、今後の町政施策のモデルとも言える事業であると評価できる。このことは監査委員の審査意見でも同様に評価を得ている。また、多くの町民の評価も高いと聞いているところであり、責任放棄とはとても言える状態ではない。今後においてもあらゆる施策の展開において、民間活力の導入、官民の連携を念頭に置き、民間の持つ高い、質の高い技術サービスを行政スタッフに取り入れる手法を推進していただきたいと思っております。産業廃棄物処理周辺地域環境整備事業補助金については、本件は西部衛生組合の解散後の本町の一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥の処理、安定に行うために必要不可欠であるとともに、町民の生活環境の保全に資するものであり、本町の一般廃棄物処理責任の観点からも自治体の固有事務の円滑な遂行という目的を達成するためにも、ものである。

今回の一般廃棄物の広島市への処理委託は他の方法と比較して本町の一般廃棄物の安定処理に資するとともに、処理方法の比較に、検討においても、広島市に委託した場合と現行施設改修継続の場合では、施設の更新を除いても向こう10年間だけでも5億円もの、経費の抑制できることが明らかであることを確認し、決定しているものである。地方自治法第232条2項は普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができるものと規定している。町としては広島市処理施設の地元2業者関係者への要望への対応は関係法令に照らし、公益性があり、かつ合理的なものであると判断し、補助金を交付する方針を決定し、議会の議決を受け支出しているものである。学校適正配置について、学校適正配置基本計画、基本方針に基づく学校統合については、実施期間、平成27年から平成29年度の計画で平成30年度までに小学校3校、中学校2校として開校の期限が迫る中、平成28年4月1日には、戸河内地区の小中学校統合に実現しました。新町合併における旧町村での協議から先送りとなっていた学校統合については、それぞれの地域において存続の望みがある中、今日まで一定規模の学校づくりの為、廃止統合に取り組みされてきた経緯があります。平成28年度中学校統合関係事案については、筒賀中学校校舎に筒賀中と戸河内中の2校を置いている現状の中、早急な統合の整理を求められている両校の保護者に対して先延ばししてきた統合時期等も明確にする必要があったことは明白であるというように思っています。こうした状況の中、統合に取り組みないということはむしろ他地域との不均等や当該地域の将来に向けた教育環境のありかたを否定することにつながりかねない。地域住民のことは大事でもありますが、将来を担う一人一人の子どもの教育のことを考えれば、考えることがまだ一番大事であるというように思っております。平成29年1月17日に小中学校の廃止処分差し止めを求めた請求事件も原告請求の却下という司法の判断もくだり、いささか時期は遅くなったものの、統合準備委員会における統合協議を重ね、その成果を結果を持って議案として提案されたものであり、他地域との整合性の観点から見ても、この統合においては、必然性があったと考えられます。事務手続き的には、事務局の勝手際から若干の混乱を見られたものの、平成29年3月2日の議会の学校適正配置調査特別委員会を経て、3月6日に議決した事案であり、新中学校の健全な学校運営と中学校の維持、2校間での切磋琢磨を期待しているものでございます。今後ますますの安芸太田町施策の推進を期待し決算認定について賛成の立場から討論を終わります。皆さんの賛同をいただきたいというように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

富永豊議長

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。採決は認定第1号、認定第2号、認定第3号、別々に行います。まず認定第1号平成28年度歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第1号は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って認定第1号平成28年度歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。次に認定第2号平成28年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って認定第2号平成28年度安芸太田町病院事業会計決算の認定については認定することに決定しました。次に認定第3号平成28年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って認定第3号平成28年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定に

については認定することと決定しました。

日程第6．陳情第6号

日程第7．発議第2号

富永豊議長

日程第6、陳情第6号全国森林環境税の創設に関する意見書の採択の陳情について及び日程第7、発議第2号全国森林環境税の創設に関する意見書につきまして、審査を付託した産業建設常任委員会委員長に審査報告と発議の提案理由の説明を求めます。はい、津田委員長。

津田宏産業建設常任委員会委員長

はい、陳情第6号全国森林環境税の創設に関する意見書採択の陳情であります。本委員会です、陳情審査の報告をいたします。委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告いたします。件名、陳情第6号、全国森林環境税の創設に関するための2020年度政府予算に関する意見書採択の要請に関する陳情書であります。提出者、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。陳情の趣旨、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための森林環境税の早期導入を求める。以上意見書採択と関係機関への意見書提出であります。審査結果についてでございます。山村地域の森林吸収源対策の推進及び安定して雇用の場の確保などの取り組みにより地球温暖化防止や国土の保全や地方創生にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化、喫緊の課題であります。以上のことから、委員会として採択したことを報告いたします。続いて発議第2号に移ります。全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則14条第2項の規定により上記の議案の別紙を、別紙のとおり提出いたします。提案理由、政府与党は平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組の活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な取組みについて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針が示されたところであります。もとより山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進に、推進や安定した雇用の場の確保の取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。このような状況を踏まえ、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための、全国森林環境税導入の一日も早い実現を求めるところであります。よって別紙内容のとおり、意見書を提出するものであります。以上報告いたします。

富永豊議長

以上で委員長の報告を終わります。日程第6、陳情第6号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択の陳情について及び日程第7、発議第2号、全国森林環境税の創設に関する意見書の2件を一括議題とします。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第6号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択の陳情について及び発議第2号、全国森林環境税の創設に関する意見書の2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第6号を採決し、発議第2号により意見書を提出しようとするものです。陳情第6号及び発議第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。陳情第6号、全国森林環境税の創設に関する意見書の採択の陳情につい

て及び発議第2号、全国森林環境税の創設に関する意見書の2件は委員長の報告のとおり陳情を採択して意見書を提出することに決定しました。

日程第8．陳情第7号

日程第9．発議第3号

日程第10．陳情第8号

日程第11．発議第4号

日程第12．陳情第9号

日程第13．発議第5号

富永豊議長

日程第8、陳情第7号、地方財政の充実強化を求める意見書採択の陳情についてから日程第13、発議第5号協同組合、協同組合法の速やかな制定を求める意見書までの陳情及び発議の6件につきまして、審査を付託した総務常任委員会委員長に審査報告と発議の提案理由の説明を求めます。はい、佐々木委員長。

佐々木美知夫総務常任委員会委員長

本委員会に付託された陳情等を審査した結果次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告をいたします。なお陳情7号、8号、9号と連続で報告させていただきますので、ご了承を得たいと思います。陳情第7号、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情、提出者、安芸太田町職員労働組合執行委員長 棚野賢治、陳情の要旨、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること、他7項目の意見書でございます。以上意見書採択と関係機関への意見書の提出を求めるものです。審査結果、地方創生への動きは始まりましたが、過疎自治体は人口減少と少子高齢化に直面し、深刻な状況にあります。自主財源の乏しい中で、諸課題に取り組んでいるところですが、より安定的な地方財源の確保が必要です。よって平成30年度予算編成にあたり地方財政の充実強化を要望する事として採択とするものです。陳情第8号、件名、核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書の採択の陳情です。提出者、原水爆禁止広島県協議会代表理事 澤田カヨ子他3名、陳情の要旨、日本政府が被爆者と多くの国民の願いである核兵器廃絶に向けて核兵器禁止条約に署名し、調印し、廃絶へ強いリーダーシップをとっていただきたいとの、陳情採択等関係機関への意見書の提出でございます。審査結果、国連では核兵器禁止条約が採択されました。これは核兵器を法的に禁止し、違法化するものであり画期的なものです。しかしながら唯一の戦争被爆国である日本政府は、この条約の会議に参加しておりません。つきましては日本政府が被爆者と多くの国民の願いである核兵器廃絶に向けて、核兵器禁止条約に署名、調印するよう要望することとします。よって採択とするものです。提出先、内閣総理大臣。陳情第9号、件名、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書採択の陳情、提出者、日本労働者協同組合連合会センター事業団中四国事業本部長 竹森 鉄、陳情の要旨、協同労働の協同組合法（仮称）制定に向け徹底した国会議論と速やかなる制定を求める。以上陳情採択等関係機関への意見書の提出でございます。審査結果、日本社会における労働環境の大きな変化は格差を広げ、大きな社会問題となっております。一方NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし、事業展開しています。この一つである協同労働の協同組合は上記の社会問題解決の手段の一つとして大変注目を集めています。しかしこの、現在の、協同労働の協同組合には、法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札契約ができないなどの問題があります。国会では超党派の協同組合振興研究議員連盟が立ち上がり法制化の検討が始まりました。こうした働き方を目指す共同労働の協同組合法の速やかなる制定を求めるものとして採択するものです。次に発議でございます。これも3号から5号まで連続で報告したいと思います。発議第3号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出について、安芸太田町議会会議規

則第14号第2項の規定により上記の議案を別紙のとおり提出する。平成29年9月15日提出者、総務常任委員長 佐々木美知夫、安芸太田町議会 富永様、提案理由、山村過疎地域に存在する町村は、自主財源の乏しい中で、行財政改革の実行とともに生活関連社会資本の整備、教育文化の振興、農林水産業の振興など、諸課題に積極的に取り組んでいるところであるが、より自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、安定的で地域遍在性の少ない地方税財源の確保が重要であることから、政府に対して地方財政の充実・強化の方策を講じるよう意見書を提出するものである。意見書については別紙をご覧ください。提出先、各関係機関。続きまして、発議第4号、核兵器禁止条約の署名・調印を求める意見書の提出について、安芸太田町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出をいたします。平成29年9月15日、提出者、常任委員会委員長 佐々木美知夫、安芸太田町議会議長殿。提案理由、国連では核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択され、これまでの被爆者の願いであった核兵器廃絶に向けて大きく前進しました。この条文には長年運動を続けてきた被爆者の方々へ、への最大の敬意を表し、ヒバクシャの文字が2か所も入り、さらに威嚇を禁止するという事実上、各抑制力を否定するものとなっている条約です。日本政府が、この核禁止条約に署名・調印し、廃絶へ強いリーダーシップをとることを要望します。よって別紙内容による意見書を提出するものです。発議第5号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出について、安芸太田町議会会議規則14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。平成29年9月15日、提出者、総務常任委員会委員長 佐々木美知夫、安芸太田町議会議長 富永様。提案理由、多くの働く人たちが自ら事業法人を起こしやすい制度で、そこで働く者一人一人が社会保険制度の適用を受け、また、社会性・公益性・平等性を掲げる理念に立脚した協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるものです。よって、別紙の内容により意見書を提出するものです。提出先は関係、各関係機関でございます。以上で報告を終わります。

富永豊議長

以上で委員長の報告を終わります。日程第8、陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択の陳情について及び日程第9、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の2件を一括議題とします。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について及び発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は、陳情第7号を採択し、発議第3号により意見書を提出しようとするものです。陳情7号及び発議第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。陳情第7号、地方財政の充実、意見を求める意見書採択の陳情について及び発議第3号、地方財政の充実強化を求める意見書の2件は委員長の報告のとおり、陳情を採択して、意見書を提出することに決定しました。日程第10、陳情第8号、核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書採択の陳情について及び日程第11、発議第4号、核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書の2件を一括議題とします。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第8号、核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書の採択の陳情について及び発議第4号核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書の2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第8号を採択し、発議第4号により意見書を提出しようとするものです。陳情第8号及び発議第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。陳情第8号、核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書採択について及び発議第4号、核兵器禁止条約署名・調印を求める意見書の2件は委員長の報告のとおり陳情を採択して、意見書を提出することに決定しました。日程第12、陳情第9号、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択の陳情について、及び日程第13、発議第5号、協同組合の協同組合法の速やかな制定を求める意見書の2件を一括議題とします。これから委員長の報告に対する質疑を終わり、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第9号、協同組合協同組合法の速やかな制定に求める意見書採択の陳情について及び発議第5号、協同労働協同組合法の速やかな制定を求める意見書の2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第9号を採択し、発議第5号により意見書を提出しようとするものです。陳情第9号及び発議第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。陳情第9号、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択の陳情について及び発議第5号、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書の2件は、委員長の報告のとおり陳情を採択して、意見書を提出することに決定しました。

#### 日程第14

富永豊議長

日程第14、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議員全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置して、別紙調査を付託し、調査終了まで閉会中の継続審査を行うことにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って議員全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置して調査を付託することとし、調査終了まで閉会中の継続審査を行う事に決定しました。しばらく休憩します。

休憩前に引き続き、会議を再開します。休憩中に議会改革調査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果が通知されましたので報告します。委員長に佐々木美知夫議員、副委員長に末田健治議員に決定しました。以上でございます。

#### 日程第15

富永豊議長

日程第15、閉会中の継続審査についてを議題とします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続審査を行うとの申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすること



に決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ここで閉会にあたって町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。はい、町長。

小坂眞治町長

平成29年9月の定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員皆様におかれましては、去る1日の開会以来、本会議並びに決算特別委員会におきまして慎重なるご審議をいただきました。本定例会に提出しました平成28年度各会計の決算認定また平成29年度各会計の補正予算を始め重要案件につきまして、同意、認定、可決をしていただき、本日閉会の運びになりましたこと、厚くお礼を申し上げます。広島カーブの2年連続の優勝は、しばしのおあずけとなっておりますが、今年は地元マツダスタジアムで決めてくれるものと、広島は大いに盛り上がり、その経済効果は400億円とも言われております。引き続いてのクライマックス、日本シリーズと勝ち進み更なる盛り上がり期待をしておるところでございます。一方、今年も各地で異常ともいえる集中豪雨に見舞われ、甚大な被害が発生しております。被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。大型台風18号が接近しており、わが町の自慢の一つであります、しわいマラソンも安全第一の観点から中止の判断がされております。役場におきましても本日午後18号台風の対策会議を開き、情報を確認し、防災体制を整えます。また住民の皆さんには必要な情報を的確に提供し、必要な早めの非難を呼びかけて安全確保に努めてまいります。またこの度再発をさせました不祥事は議会の皆さんを始め、町民の皆様よりの信頼を再び裏切ることとなりました。重ねて深くお詫びを申し上げます。適正な行政事務調査特別委員会で賜りました多くのご意見、また改善策と私どものお示しをいたしました再発防止の取り組みを、精力的に取り組み、その成果を重ねることではか町民の皆様からの信頼回復は無いものと取り組んでまいります。引き続いてのご意見、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。平成29年度も上半期残り少なくなり、早折り返し地点を迎えようとしております。本定例会においていただきました監査意見、また議員各位からのご意見、ご提言を参考に、いわゆるPDCAサイクルを回し、下半期の計画的な事業執行、次年度予算の編成、第二次長期総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略の取り組みを精力的に進めてまいります。結びに暑さも和らぎ、日に日に秋の気配が深まる気候の変わり目でございます。健康に御留意いただき、また町政推進に一層のご尽力を賜りますようお願いしまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

富永豊議長

これで会議を閉じ平成29年第6回安芸太田町議会定例会を閉会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後0時10分散会